

個人情報保護法4/1から
架空請求に要注意！
スポーツ少年団
活動記録

地域の子どもは地域で守る
ふるさとクロスワードパズル

3

2005年
No.691

広報



4月号から
発行日が
早くなります！



toyota town.jp

便利なIT社会に安心をプラス 個人情報保護法 4月1日から全面施行されます

今日、「個人情報」を利用したさまざまなサービスが提供され、私たちの生活は大変便利なものになっています。その反面、「個人情報」が誤った取扱いをされた場合、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあり、国民のプライバシーに関する不安も高まっています。

このような状況を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律」が平成15年5月に成立し、公布されました。この法律では、国民が安心して高度情報通信社会のメリットを享受できるように、個人情報の適正な取扱いを求めています。

※個人に関する情報で、これに含まれる名前、生年月日、その他の記述により、特定の個人を識別できる情報を指します。

個人情報保護法のポイント

ポイント1

個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護することを目的としています。

ポイント2

- ①この法律は、民間の事業者の個人情報の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めています。
- ②この法律の仕組みは、事業者が、事業等の分野の実情に応じ、自律的に取り組むことを重視しています。

事業者への求め

本人※

私の個人データを見せてください!

この個人データは間違っています!

個人データの利用を止めてください!

※法定代理人、本人が委任した代理人を通じて求めることもできます。

個人情報取扱事業者

- 開示**
本人に開示しなければなりません。
 - 訂正**
内容に誤りがあるときは、訂正、追加または削除を行わなければなりません。
 - 利用停止**
この法律の義務規定に違反していることが判明したときは、利用停止または消去を行わなければなりません。
- ※本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利や利益を害するおそれがある場合などは、開示しないことができます。

消費者は何ができるようになるの?
個人情報保護法には、事業者が保有する個人データに関して「本人が関与できる仕組み」が盛り込まれています。この法律の全面施行により、個人情報取扱事業者に対して、次の措置を求めることができます。

? 質問

Q 個人情報保護とプライバシー保護とはどのように違うのですか?

A 個人情報保護はプライバシーを含む個人の権利や利益の侵害を未然に防ぐことをねらいとしています。個人情報の取扱いとは関係のないプライバシーの問題などは、この法律の対象とはなりません。民法上の不法行為や刑法上の名誉毀損罪等によって図られることになります。

Q この法律によって、消費者にはどのようなメリットがあるのですか?

A 消費者は、事業者の個人情報の取扱いに不安を感じたような場合、自分に関する情報の開示や訂正、利用停止等を自ら求めることができます。また、個人情報に関する苦情がある場合には、問題の事業者に直接申し出るだけでなく、認定個人情報保護団体や地方公共団体などにご相談できるようになります。

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町 合併協議会の解散について

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議につきましては、昨年12月「広報たが」で経過をお知らせしてきたところです。

2月9日、ひこね市文化プラザにて第22回彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会が開催され、協議の中で、全委員から今まで協議してきた感想や思いが述べられました。その後、合併協議会の解散が決まり、非常に残念な結果となったところでございます。

今後、多賀町の行政運営につきましては、国の地方分権や三位一体改革、また県の財政改革などが推進され、ますます厳しい町財政運営になってくると考えています。行財政改革を尚一層推進するとともに、合併協議に関係しました他市町の動向も見ながら、よりよき方向に進めて参りたいと考えておりますので、今後とも住民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

多賀町長 夏原 覚

裁判所や弁護士をかたる

架空請求に要注意!!

請求根拠が不明確な何らかの料金を、はがきで脅迫的に請求する手口が横行しています。

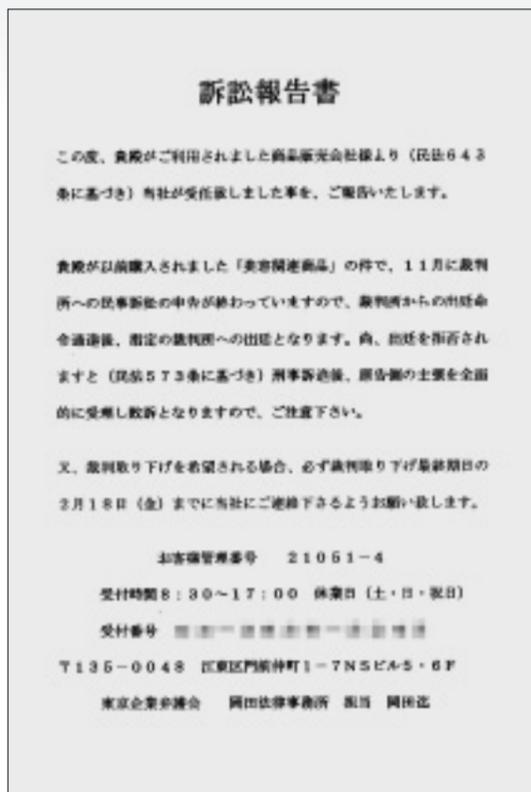
右のはがきのように「法律事務所」や公的機関をもっともらしく名乗って信用させようとしたり、「裁判をおこした」「裁判取り下げ最終期日」などと期限をつけて脅したりする場合があります。注意が必要です。

被害にあわないために、次のことに注意してください。

【注意すること】

- ・通知書に書いてある電話番号には、絶対に電話してはいけません。
- ・裁判所から発送される「特別送達」は、はがきや普通郵便で届くことはありません。ただし、裁判所からの正式な通知だった場合は、身に覚えがなくても放置せず、まず消費生活センターにご相談ください。
- ・請求のはがきは、証拠としてしばらく保管してください。

滋賀県立消費生活センター
〒522-0071 滋賀県彦根市元町4-1
(電)23-0999



▲町内の方に届いた架空請求のはがき

一生けんめいがんばった
ボクたち、わたしたち

スポーツ少年団 活動記録



バレーボールを通して 学んだこと

多賀kidsバレーボールスポーツ少年団
大久保彰人

僕は、2年生からバレーボールを始めました。練習はとても辛く先生から指導されたことが、なかなか自分のものにできず悩む時もありました。またキャプテンという責任に精神的につぶれそうになったけれど、チームの皆がいてくれたからがんばれました。全国大会には出場できなかったが、夏・秋は県大会で優勝し、夏の近畿スポーツ少年団交流大会でブロック優勝。秋の近畿選手権大会で、3位となり本当にうれしかったです。ここまでがんばれたのは、先生方や保護者の方のお陰だと思います。「ありがとうございました。」バレーボールを通して学んできたことを中学校にいても、大いに生かしがんばりたいです。



活動を振り返って…

大滝ミニバスケットボールスポーツ少年団
神細工 渚

私は、大滝ミニバスケットに入ったのが、2年生の時でした。入った時は「大変だなあ。」とはあまり思いませんでした。でも、1年、1年と上がって行くと「大変だなあ。」とか「つらいなあ。」と思う日が増えてきました。「やめたい。」と思った時もありました。でも、新しいことができると、すごくうれしかったです。私は5年間ミニバスケットをやってきて、いろいろ学びました。中学校でも、ルールはちがうけどバスケットをやりたいです。



柔道を習ってきて

大滝柔道スポーツ少年団
澤田藤洋智

僕は、三年生から柔道を習い、まず最初に覚えた技は背負い投げでした。1カ月ほどしてから初試合があり、負けてしまった。その時僕はくやしかった。でも、泣きはしなかった。そして練習に励み、2回目の試合…。1回戦は勝った。2回戦には負けただけで、努力賞をもらえビックリしました。いろんな大会へ出て2つメダルをとれて、その時はうれしかったです。また、5年6年と鹿児島にも柔道の試合で行きました。2日目試合で、今年、「団体戦」1回戦、僕は、技をかけたにいて押さえ込みで勝ちました。2回戦は負けてしまったので、ぜひ来年の5、6年には優勝してほしいです。



バスケットボールを通して、 得たこと

TAGAミニバスケットボールスポーツ少年団
青山 桃

私は、小学校三年生からバスケットを始めました。初めは練習もえらくて失敗ばかりでしたが、徐々にドリブルやシュートができるようになって、楽しいものになりました。多くの試合にも参加して、勝って喜んだり、負けて悔しい思いをしたりしましたが、いろいろな地域の人達と友達になれたことがとてもうれしいです。これは、バスケットを続けていたからだだと思います。中学生になってもバスケットボールを続けたいと思います。練習が辛い時もあると思いますが、がんばって練習したいです。そしてもっと多くの友達をつくりたいと思います。



剣道に入って

多賀少年剣道スポーツ少年団
竹村 和樹

三年の時に剣道に入って、最初はへたくそで試合に出ても全然勝てなくて、試合に負けるとくやしくていつも泣いていました。だから一生けん命練習しました。何回も練習していくうちに試合にも勝てるようになりました。努力したら勝てるという自信も付きました。今度の目標はチームで勝つことです。中学校に行っても続けたいと思います。



野球から学んだこと

多賀少年野球スポーツ少年団
田中 良樹

僕は、みんなより少し遅く少年野球に入団しましたが、監督やコーチ、チームのみんなから教えてもらったりはげまされたりしながら、打つ、走る、捕る、投げる野球だけでなく今では考える野球が楽しくてたまりません。今年は全国大会に5年連続出場し、その大舞台で準優勝というすばらしい感動と喜びを味わうことができました。この野球を通して「スポーツの楽しさ」「仲間の大切さ」「多くの人達との出会い」というかけがえのない経験ができました。みなさんも少年野球をのぞいてみてください。きっと何かを得ることができると思います。



空手を習って

日本正剛館空手道湖東多賀スポーツ少年団
川上 賢人

ぼくは、小学校2年生のころから空手を習っています。空手を習い始めた頃にできなかったことが今はできます。去年の西日本大会個人組手では初戦で負けたので、もっともっと強くなって試合では1勝そして優勝。年に2回ある昇級審査では今、ぼくは黄帯なので黒帯をめざして練習がんばりたいです。

高齢者の運動への参加

寝たきりにならないために、高齢者の方もぜひ筋力トレーニングを始めましょう！ 筋繊維は成長とともに太くなり、老化が始まると細くなってしまいますが、筋力トレーニングを行うことによって少しでも筋肉を太くしたり、細くならないように維持したりすることができます。『筋力トレーニング』というかなりハードなイメージですが、最初はイスに座って手を上にあげたり、頭の後で手を組んでウエイトを左右にねじったり倒したり左右の足を交互に上げ下げしたり、また首を前後左右にゆくり倒したりといった、本当に簡単なことから始めます。必ず筋肉を意識しながら行い、長く続ける

わくわく
すぽーつランド

お問い合わせ先
B&G多賀海洋センター
有線●2-1625 電話●48-1625 ファクシミリ●48-1884
E-mail bg@tagatown.jp

多賀町スポーツ少年団 保護者指導者研修会

2月5日、あけぼのパーク多賀で第6回スポーツ少年団保護者指導者研修会が開催されました。講師に『うえだメテイカル治療院院長の上田勝明先生を招き、「ジュニアのスポーツ指導と傷害予防」と題して、夢を抱いてスポーツに励む子どもを少しでも傷害から守ろうとテーピングなどの実技を交えてお話ししていただきました。およそ70人の指導者や保護者の方が参加され、日ごろ知らずに放っておいたことや気になっていたことなどのアドバイスや、柔軟性の大切さとそのトレーニング方法なども紹介され、とても充実した2時間でした。アンケートでは、「年齢に応じた練習方法があることや、応急処置、ストレッチ法、テーピングの実技がわかりやすく紹介された」とも勉強になったという感想が

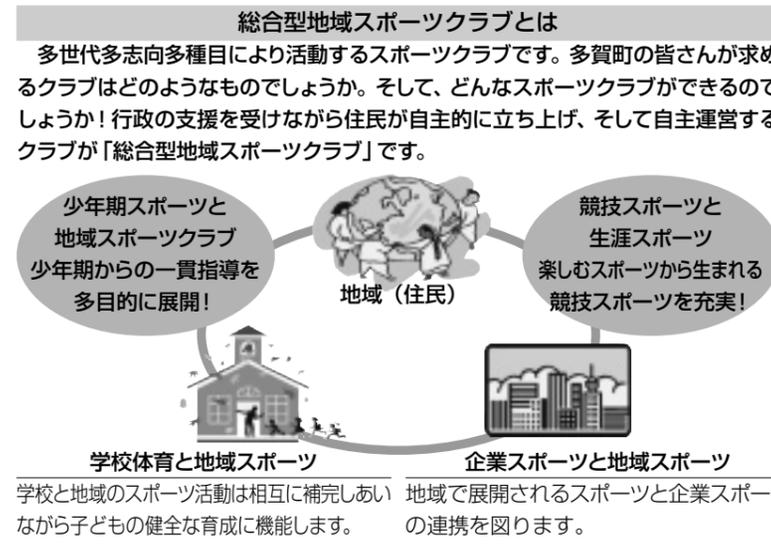
体指のかわらばん

3月6日、今や冬の恒例となりました屋内インジョイスポーツデーが海洋センター体育館で開催されました。大人にはおなじみのスマイルボウリングやビーチボール、また、ペタンクとビンゴゲームを合体させたベタビンゴなど、それぞれのゲームを体験していただきました。チーム対抗の得点を競って各賞も狙っていたかどうかという、お楽しみもありました。3月に入るとはいえ、まだまだ寒い日が続いていますが、体育館の中は参加してくださった皆さんの熱気で寒さを感じることもなく、いろいろな種目を楽しんでいただいた様子でした。成績発表と各賞の発表の後には、特製豚汁でお腹も満たしていただきました。半日の短いひと時でしたが冬の終わりの休日身心ともに心地よ

む子どもを少しでも傷害から守ろうとテーピングなどの実技を交えてお話ししていただきました。およそ70人の指導者や保護者の方が参加され、日ごろ知らずに放っておいたことや気になっていたことなどのアドバイスや、柔軟性の大切さとそのトレーニング方法なども紹介され、とても充実した2時間でした。アンケートでは、「年齢に応じた練習方法があることや、応急処置、ストレッチ法、テーピングの実技がわかりやすく紹介された」とも勉強になったという感想が



く過ぎていただきました。また、現在、多賀町では文部科学省の国策の下、行政に頼らない民間主導の総合型地域スポーツクラブの設立に向け、現在準備を進めているところで、具体的な設立に向けての案を検討中ですが、これは住民の皆さまのお力を借りながら進めていかなければなりません。これからアンケートの実施や設立準備委員の選定などスポーツクラブのことに目にする機会が多くなると思いますが、これは多賀町民による多賀町民のための多賀町民のスポーツクラブだということを少し頭に留めておいていただき、ご協力いただきたいと思います。





多賀町の文化財
センター通信
http://www.biwa.ne.jp/~taga-mus/akebono/bunkazai/
有線●2-0348 電話●48-0348
E-mail bunkazai@tagatown.jp

図書館 ニュース

お問い合わせ先
多賀町立図書館（あけぼのパーク多賀）
有線●2-1142 電話●48-1142
休館日●毎週月・火曜日、毎月最終木曜日、祝日の翌日（平日）
E-mail tosho@tagatown.jp

おはなしのじかん
絵本や紙芝居を読みます。お話の世界を楽しんでください。
日時 3月19日(日)、4月2日(日)、同日9時～15時

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

…休館日

移動図書館さんさん号 巡回のお知らせ (平成17年4月～同9月)

巡回場所	駐車時間
藤瀬 (車の横入り前)	10:10～10:35
川相 (皆様の店くぼ 駐車場)	10:45～11:10
大滝小学校 (渡り廊下)	12:50～13:30
大杉 (自警団車庫横)	14:00～14:30
萱原保育所	14:50～15:20
富之尾保育園 (近隣駐車場)	15:40～16:15
大君ヶ畑 (集会所前)	10:10～10:35
多賀清流の里 (玄関)	10:55～11:30
多賀小学校 (玄関)	13:00～13:40
※犬上ハートフルセンター (玄関)	14:00～14:35
猿木 (西光寺前)	15:10～15:35
多賀ささゆり保育園 (玄関)	15:50～16:20

利用カードも本も、図書館と共通です。読みたい本が見当たらない場合はリクエストをしてください。ご用意いたします。天候等の都合で巡回中止になる場合はご容赦ください。
※印は第4火曜日 みの巡回です。

多賀町の城 桃原城
桃原城は、桃原の集落南方の阿弥陀峰に位置します。当地は眺望がよく、古来交通の要衝であった五僧越えを押しさえることのできる重要な場所です。尾根上の平坦部南側には長さ約463メートル、高さ5メートル近くの土塁を築き、平坦地の中央部は土塁で囲んで虎口（城の入口）を設けています。

「金剛輪寺下倉米銭下用帳」には明応4（1495）年に京極政高が根拠地を置き、多賀新左衛門経忠も入城して兵糧・軍資の調達を行ったことが記されています『近江愛智郡志』。
桃原城は、城郭施設に一般的な堀切の痕跡があまり認められないことから、馬を飼っていた牧場跡という説（『滋賀県中世城郭分布調査5』）もあり得ます。

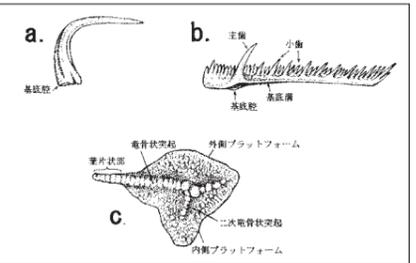


お問い合わせ先
多賀の自然と文化の館（多賀町立博物館）
有線●2-2077 電話●48-2077 ファクシミリ●48-8055
休館日●毎週月・火曜日、祝日の翌日

多賀の自然と文化の館ホームページ
http://www.tagatown.jp/akebono/
http://www.biwa.ne.jp/~taga-mus/
E-mail taga-mus@mx.biwa.ne.jp

MUSEUM 多賀の自然と文化の館 博物館 情報BOX INFORMATION

▶図1:さまざまなタイプのコノドント化石(古生物辞典から)
多くの場合、こうしたさまざまなコノドントの化石がバラバラの状態では採取されません。このため、同じ生物の前歯と奥歯のような関係だったとしてもそれを確認するのは困難です。a.角状コノドント、b.複歯状コノドント、c.板状コノドント



▼図2:多賀町白谷産コノドント自然集合体化石 (Koike et al., 2004: Paleontological Research, vol.8, no.4, pp.241-253から)
複歯状の7種類の異なるコノドントが組み合わさっているのがわかります。白い棒の長さは1mmです。

この化石は、古生代カンブリア紀〜中生代三畳紀（およそ5億7000万年〜2億5000万年）の海底に堆積した地層の中だけに含まれています。そして、平均的な大きさは1mm前後と極小サイズ。形はトゲのようなのもや櫛のようなもの、山のレリーフ地図のよう



うな雰囲気のものまでさまざまな種類があり、私たちの歯と同じリン酸カルシウムでできています(図1)。形や成分が動物の歯と似ているので、近年はもともと原始的な魚類(ヤツメウナギなど)に近い生物の歯であるとする説が有力視されていますが、すでに絶滅した生物であるため詳しいことはまだよくわかっていません。

今回報告された化石の中には、自然集合体といって、型の異なる7種類のコノドントが集まっている物もあります(図2)。こうした自然集合体を調べることによって、それぞれ名前のつけられていた型の違うコノドントが実は同じ生物の異なる部品にすぎなかったことが初めて明らかになってきました。

また、この化石が採集されたのは、多賀町白谷にあるチャート(フランクTONの死骸が集まってできた岩石)と泥岩が交互に重なった岩山です。このチャートや泥岩は、陸から遠く離れた深海底で古生代二畳紀終わり〜中生代三畳紀始め(およそ2億5000万年)に堆積したものです。2億5000万年

90%が絶滅するという大事件のあった時代に相当します。この大事件より新しい時代の地層からも、コノドントの化石が発見されていますが、彼らがこの大事件をどのようにして乗り切ったのか詳しいことはまだわかっていません。いつかきっと、この小さな化石たちは生き物の歴史を力強く語ってくれることでしょう。

「日下部鳴鶴と書」講座 第2期受講生募集

幕末から明治・大正時代にかけて活躍した書家の一人に彦根市出身の日下部鳴鶴という人物がいます。鳴鶴は近代日本の「書」の基盤を確立した先駆者として知られ、「明治の三筆」の一人にも数えられています。

この講座では鳴鶴の書の理念を探りつつ、文字学・東洋美術学の講義と実習(習字)を通じて「書」や「文字文化」について学びます。

開催日 毎月第3日曜日(1年間 10回)、初回は5月15日
時間 9時30分〜12時
会場 文化財センター研修室
受講料 無料
講師 小林鳴竹先生
募集 定員30人(先着順)、4月17日(日)9時から受付。(博物館窓口、電話、FAXにて)

地域の子どもは地域で守る

中央公民館で「子どもを守る環境づくり研修会」開催

奈良市の事件、寝屋川市の事件をはじめ子どもに関する事件が連日、新聞・テレビで報道されています。学校の危機管理とともに、地域の方々による子どもを守る目があらためて大切であると考えられます。

多賀町においても地域教育力・体験推進協議会から声があがり「地域で子どもを守る取り組みをしよう」ということになりました。

町内各団体が、それぞれ子どもの安全を守る取り組みをされているのですが、それが十分に周知されていないのが現状です。そこで、子どもの安全にかかわる諸団体が一同に会し、お互いの活動を知り連携を図る契機となることを願って研修会が開催されました。

当日は、各団体から92人の参加者があり、彦根警察署生活安全課長田中敏雄さんの基調講演を受けた後、10のグループに分かれ分散会が持たれました。現在の取り組みの課題から始まり、解決方法、自分たちにできることなど「多賀の子どもの安全を守る」ということについて熱心な話し合いがされました。その中で、近所づきあいやあいさつの大切さを再認識されたように思います。

今後、町民の皆さまの幅広いご協力をよろしくお願いします。



▲分散会での活発な意見交換



▲田中敏夫さんの講演

大人が変われば 子どもも変わる

多賀町青少年育成町民会議
川本 肇

今、子どもを取り巻く環境は、社会情勢や生活環境の変化により決して良い状態にあるとはいえません。これは、我々大人社会が、あまりにも個性を大切にという偏執や人間関係の希薄化による物事に対する無関心によるところが大きいと思われまます。

個性を大切にしようならば、他人の個性も大切に、人を思いやる心を大切に持ってほしいものです。

また、車社会といふべき現在、日ごろのちよつとした隣人や地域の人のとの出会いの不足等も原因の一つではないでしょうか。



これは、我が村であったある集会での出来事です。ある年配の人が、集会の司会をしている中年の人を見て、「あの子ども」と質問されました。以前なら考えられないことかと思われまます。これも出会いや「コミュニケーション」の不足によるものと思われまます。地域で子育ても当たり前、あいさつや声掛けも普通に行われていた時代には考えられないことではなかったでしょうか。

今、我々大人が変わるためには、人と人との出会い、ふれあいを大切に、なにごとにも関心を持ち、参加意識を高めていくことが子どもを取り巻く環境浄化に必要な一つではないでしょうか。そのために青少年育成町民会議では、できる限り人と人との出会いの機会をつくる努力をしていきたいと思ひまます。皆さまのご協力をお願いします。



▲町内の落書き消し（社会環境部会の取り組み）

多賀中学校修学旅行

多賀中学校2年生が、2月23日から25日まで、関東方面へ修学旅行に行きました。春一番が吹いたり、雪が降ったりりましたが、楽しい思い出がたくさんありました。



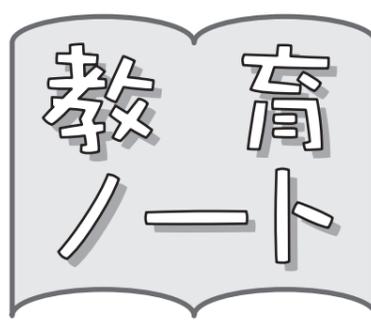
▲日本テレビにて



▲劇団四季「ライオンキング」を観劇しました



▲国会議事堂にて



教育委員会学校教育課
〒2-3741 電話48-8123
E-mail g-ed@tagatown.jp



▲思い出に残る修学旅行も終了（米原駅にて）

♪ 地元の間伐材を利用した机とイスがやってきた♪

木の学習机整備モデル事業により、大滝小学校に地元産のヒノキ間伐材を利用した木の机とイスが入りました。木のぬくもりのある真新しい机とイスで、児童も大喜びでした。山の大切さや山に対する関心を深めてほしいものです。





子ども通信★このゆびとまれ!

1歳児は大人のひざの温もりの中で本人が絵を楽しむテンポにあわせて一緒に読んで楽しめます。ひざの温もりに入りたいと思って絵本を持って来る子もいますが、それでもかまわないのです。そうしているうち本当に絵本の世界との出会いが生まれます。

児童館

(有)3-3962 (電)48-1800

開館日 火～日曜日(ただし、祝祭日休館)

開館時間 9:00～17:00

子育てサークル パオパオの活動日

3月24日(休) お別れ会

3月31日(休) お休み

4月 7日(休) H17年度の活動開始

気軽に来てくださるのをお待ちしております。

詳しくは、児童館・図書館に掲示されているポスターをご覧ください。

保育園情報

萱原保育所子育て支援事業

3月2日、萱原保育所で子育て支援事業として、キティちゃんの日をしました。

萱原にお住まいの箏曲奏者川岸隆子先生にお越しいただいてお琴の調べをみんなで聴きました。

その日は祖父母の方もお招きし『うれしいひなまつり』や春の曲、懐かしい童謡、唱歌をお琴の演奏に合わせて一緒に歌も歌いました。

子どももお琴にふれ、その美しい音色にうっとり。心いやされる日となりました。

おひな様のリースも、みんなのなごやかな表情をみて、ニコリほほえんで見守ってくれているようでした。



▲お琴にふれ、美しい音色にうっとり

子育て支援センター

(有)2-1025 (電)48-1025

昨年4月からオープンしている子育て支援センター「にっこり広場」です。1年間、多くの親子が利用していただき、広場の部屋がいっぱいになることもありました。17年度からは4広場に広げて実施します。

《それぞれの広場の対象者》

赤ちゃんペンギン広場

平成16年4月2日以降に生まれた子どもと保護者

ペンギン広場

平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた子どもと保護者

カンガルー広場

平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた子どもと保護者

キリン広場

平成11年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた子どもと保護者

園庭開放

火・金・土曜日 9:00～12:00

にっこり広場

月曜日～金曜日 9:00～12:00

出前広場(敏満寺清涼ファミリー・ステーション)

「にっこりメール」でお知らせします。

子育て相談

さまざまな子育ての相談だけでなく、井戸端会議のように集まってきた皆さんとお話することで、悩みや迷いの解決への糸口を試してみませんか。楽しい子育てができるお手伝いをさせていただきます。

電話や面接・来館によりご相談ください。

【登録について】

子育て支援センターの広場に参加ご希望の方は、事前登録をしていただくと、いろいろな情報(毎月)をお知らせします。なお、平成17年度から年間登録費用を徴収させていただきます。

4月16日(出までに子育て支援センターまでお越しいただき登録してください。

「認知症(痴ほう)」の正しい認識を

痴ほうに対する誤解や偏見の解消を図る一環として、厚生労働省では「痴ほう」に替わる用語として、昨年12月24日から「認知症」を使用することになりました。

《用語が替わる主な3つの理由》

1. 侮蔑感を感じさせる表現だから

「痴ほう」という言葉には「あほう・ばか」といった侮蔑的な意味合いが伴い、本人や家族の感情を傷つける場合も多いと思われる。

2. 「痴ほう」の実態を正確に表していない

「痴ほう」という言葉は、「痴ほうになると何もわからなくなってしまう」という誤ったイメージを与える表現です。

3. 早期発見・早期診断の取り組みの支障になっているから

発症や進行を遅らせるためには早期発見・早期診断が重要なのに、「痴ほう」という表現がもたらす羞恥心や恐怖心が診断などを受けづらくしています。

「痴ほう」とは、成人に起こる認知(知能)障害です。「認知障害」という言葉は、すでに精神医学の領域で多様に使われているため、混乱をさけるために認知機能に関するなんらかの「症状」を有する状態(病気の状態)を表わす表現ということで、「認知症」に決まりました。

現在、85歳以上の4人に1人が認知症といわれています。また、2003年に厚生労働省から報告された「2015年高齢者介護」によると、要介護(要支援)認定者の2人に1人が認知症であることがわかっています。

認知症の人を支援していくために必要なことは、私たち一人ひとりが身近な問題としてとらえ、正しい知識をもって取り組んでいくことが必要です。

「認知症」の高齢者は、記憶障害が進行している一方で、感情やプライドは保持されているため、外界に対して強い不安を抱くとともに、周りの対応によっては、焦燥感、喪失感、怒り等を感じやすくなります。

このため、認知症の人にこそ、その人の人格やそれまでの生活を尊重するという「尊厳の保持」の姿勢を、ケアの基本とすることが必要です。

乳がん…乳房のなかにある乳腺(母腫瘍)をこける(がん)に発生する悪性腫瘍。細胞ががん化して増えはじめること、しこりになりますが、初期にはほとんど痛みがありません。そのまま放置しておく、多くの場合、乳腺の外にまでがん細胞が増殖し、血管やリンパ管を通じて、全身へと拡がっていきます。

こんにちは!



保健師です

福祉保健課(有)2-2021 (電)48-8115
E-mail hoken@tagatown.jp

乳がん検診、子宮がん検診を受けましょう

しかも、初期には全身の症状がないため、放置されやすいのです。

今、日本女性の30人に1人が乳がんにかかるといわれています。残念ながら乳がんの予防方法はありますが、早期なら約90%の方が治ります。早期発見のために、自己検診や、マンモグラフィなどによる定期検診が大切なのです。

マンモグラフィ…乳房専用のX線撮影

乳房はやわらかい組織でできているため専用のX線撮影装置を使用します。乳房を圧迫板ではさむため多少の痛みが生じる場合があります。早期発見のために効果的な検査方法です。

多賀町では厚生労働省の指針により平成16年度から、乳がん検診にマンモグラフィを導入しました。対象年齢は40歳以上で、マンモグラフィと視触診の併用の検診を行っています。受診は2年に1回となります。

子宮がん…子宮頸がんと子宮体がん

子宮頸がんは子宮頸部にできるがんです。原因はよくわかっていませんが、最近、「HPV」ローマウイルスという、皮膚や粘膜に良性の腫瘍をつくるウイルスが、子宮頸がんに大きなかわりがあるといわれています。ウイルスは、子宮粘膜の傷から子宮細胞の中に取込まれることが多いので、子宮頸がん

は感染症ともいわれています。子宮体がんは子宮の奥の部分にできるがんです。一般に子宮頸がんよりかかる年齢が高く、閉経後の女性に多く見られます。発症には女性ホルモンの一種が深くかかわっていることがわかっています。子宮がんの自覚症状は不正出血とおりものの異常ですが、進行が比較的遅いため、早期発見のできるがん検診が有効となります。

特に子宮頸がんは感染症との関連もあり、他のがんと違い、若年層での急激な増加がみられています。そのため多賀町では、厚生労働省の指針により、17年度から、対象者年齢を20歳以上とし、2年に1回の受診とする予定です。なお子宮体がんについては例年どおり「不正出血がある」等の一定の条件にあてはまる方を対象に医療機関にて実施していく予定です。

あす 明日にかける詩

【じんけんのしせん】
人権の視線

じぶん決めて
今日何を着るかは
じぶん決めて

今日だれに話すかは
じぶん決めて

今日どんな曲を聴くかは
じぶん決めて

今何を大切にしたいかは
じぶん決めて

じぶん決めて決めなければ
だれが生きているのかわからない

じぶん決めて決めなければ
じぶん責任がもてない

明日どんなじぶんになりたいかは
わたしが
じぶん決めて

他人の意見に耳を傾けるのは大切なことですが、ついついそればかりに左右されることはありませんか。
そして、間違ったとき、失敗したときに、他人のせいにしてしまいがちではないでしょうか。
自分で決めて行動する。そして、その行動には責任が伴うということ。これは私たちの生活のすべてに通じていることではないでしょうか。

（「人権の絵本シリーズ」じぶんを大切に」から）
岡山市人権推進室発行 『明日にかける詩』

「あさひまごころ」 多賀三社まつり

多賀町の胡宮神社・大滝神社・多賀大社に歩いてまいってみませんか？
事前の申し込みは必要ありませんので、ふるってご参加ください。
開催日時■4月2日(日)※小雨決行
9時45分(集合) 10時(出発)
集合場所■近江鉄道多賀大社前駅
行程■多賀大社前駅→飯盛木→胡宮神社→榎崎古墳→大滝神社(昼食)→梨ノ木→博物館→多賀大社→多賀大社前駅(全約14km)
参加費■無料
問い合わせ先■多賀町観光協会(向)2-2349 電話48-23361/役場企画課(向)2-2018 電話48-8122

予備自衛官補・幹部候補生募集

《予備自衛官補(一般)(技能)》
対象■(一般)日本国籍を有し、18歳以上34歳未満(技能)日本国籍を有し、18歳以上55歳未満(保有資格により年齢が異なります)
受付期限■4月9日(日)
試験日(1次)■4月16日(日)から18日(月)まで指定された1日
《幹部候補生》
対象■20歳以上26歳未満
※22歳未満は卒業生(見込み含む)
受付期間■4月4日(月)～5月13日(日)

試験日(1次)■5月21日(日)、同22日(日)(飛行要員のみ)
問い合わせ先■自衛隊彦根募集事務所(向)26-015807

人口動態職業・産業調査にご協力ください

厚生労働省大臣官房統計情報部 人口動態・保健統計課
厚生労働省では毎年人口動態調査を実施しています。この調査は皆さんからの出生・死亡・死産・婚姻および離婚の各届書をもとに、出生や死亡の状況などを調べるものですが、国勢調査の行われる年には、届書に職業の記入もお願いすることとしています。なお、死亡届には、併せて産業の記入もお願いしています。
調査結果は、今後の保健福祉の向上のための統計資料として活用します。
本年は国勢調査の年であることから、届出をされる方々にはご面倒をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

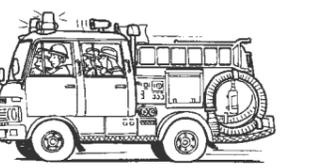
調査期間■4月1日～平成18年3月31日(1年間)
調査対象者■出生届・死亡届・死産届・婚姻届および離婚届の届出をされる方々

ボーイスカウト隊員募集

ボーイスカウトでは、自然の雄大さ、厳しさを自然から学ぶことやボランティア精神・環境に対する意識・チャレ

消防

犬上分署・多賀町消防団



天ぷら油による火災の防止

天ぷら油火災の出火の原因をあげると、天ぷらを揚げているときにお客さんが来たり、電話が掛かってきたりして、火を消さずにその場を離れ、ついつい話し込んでしまい火災になった例が多くあります。

天ぷら油は、加熱し始めてからおよそ15分で燃え出します。天ぷらを揚げている時は、絶対にその場を離れないでください。電話や来客があつても、必ず火を消してから対応しましょう。「弱火にしておけば大丈夫」と思うのは大きな間違いです。絶対にしてはいけません。また、コンロの周囲は整理整頓をし、燃えやすい物は置かないようにしましょう。天ぷら油火災防止機能など安全装置のある器具を使用するのも有効な手段です。

万一、天ぷら油に火が入ったときは、落ち着いて一番に消火器を離れた場所から放射し消火してください。
また、消火器がない場合は、鍋の大きさに合うふたを手前から縁にすべらせるようにしてふたをして消火してください。

平成16年度 防火標語 火は消した？ ついも心にきいてみて

ださい。また、濡らしたシーツやタオルを使用し鍋の手前から、炎を覆い被せるようにして消火する方法もあります。間違っても水をかけたり、鍋を移動させたりしないでください。少しの水でも鍋に入れると一瞬にして油が飛び散り大変危険です。
住まいも家財も時には命まで奪ってしまう火災。「我が家に限って」という自信過剰は禁物です。日ごろから、地域や事業所で行われる防火訓練などに積極的に参加して、初期消火などの知識を身につけ、火災の防止に心掛けてください。

行楽期における火災の被害防止

春の行楽シーズン到来とともに、屋外での活動が増えています。この時期は、降水量が少なく、空気が乾燥し強風が吹くなど林野火災が発生しやすい気候条件となることが多く、火災発生が増加がみられます。
そこで今回は、春の行楽地における出火被害防止の例を紹介いたします。
★春の行楽期を火災のない楽しいものにするために
◎たばこは灰皿などがあるところで吸うか、携帯用灰皿を携行し、投げ捨ては絶対しないこと。
◎紙屑などのゴミ類は火災発生の原因となるため各自で必ず持ち帰ること。

行楽を楽しむ人が各自で防火に関する正しい知識を持ち、火災のない行楽期にしていたいただきたいものです。

7・0678

法定外公共物(里道・水路)の取り扱いはどうなるか

法定外公共物(いわゆる里道・水路)については、3月31日に、各市町に譲与されることになりました。
従って、里道、水路にかかる左記の申請書等の扱いについては、国(滋賀県)から各市町へ、財産が引き継がれますので、4月1日以降は各市町の担当窓口申請または協議等をお願いいたします。

また、官民境界確定協議、用途廃止、都市計画法第32条同意など里道・水路にかかる申請をされ、その処理が3月30日現在未了となっている書類等については各市町に引き継ぎますので、各市町と協議等をお願いいたします。

なお、年度末は、市町への譲与事務のため、事務処理の遅延なども予想されますので、申請等の時期につきましては、事情を配慮の上、十分にご理解、ご協力をお願いします。

1. 里道、水路にかかる官民境界確定協議
2. 里道、水路の用途廃止、寄附受納
3. 里道、水路にかかる都市計画法第32条協議
4. 里道、水路にかかる地区編入承認
5. その他里道、水路にかかる財産管理

問い合わせ先■滋賀県土木交通部監理課用地対策室(向)077-528-4123 湖東地域振興局建設監理部管理建築課(向)27-2243

保健業務 場所：多賀町総合福祉保健センター ふれあいの郷 (平成17年4月)

行事名	実施日	受付時間	対象者		
相談	すくすく相談	4月12日(火)	子どもさんの健康、子育てについて等子どもさんに関するご相談を受け付けています。 ご自分の健康について、ご相談になりたい方は、お気軽にご利用ください。血圧測定、尿検査、体脂肪測定も無料でできます。 「最近、物忘れがひどくなったかな？」と不安に思われる方ならどなたでもご相談ください。 痴ほうや寝たきり等の方のお世話でお困りの方		
相談	すこやか相談	4月19日(火)			
相談	いきいき相談	4月26日(火)			
相談	介護相談	随時			
健診等	乳児検診	4カ月児健診(離乳食教室)	4月 4日(月)	13:00~13:15	H16年11月生まれの乳児
	乳児検診	10カ月児健診		13:15~13:30	H16年5月生まれの乳児
	健診	2歳6カ月児歯科健診	4月 5日(火)	13:00~13:15	H14年9月・10月生まれの幼児
	健診	3歳6カ月児健診	4月13日(水)		H13年9月・10月生まれの幼児
	健診等	整形外科健診	4月27日(水)	13:40~14:00	H17年1月・2月生まれの乳児
	健診等	予防接種	三種混合	4月14日(木)	13:30~14:30
健診等	予防接種	ポリオ生ワクチン	4月22日(金)		
健診等	予防接種	BCG予防接種	4月 4日(月) 4月27日(水)	※受付時間等は通知します。	

☆各健診および予防接種には必ず母子手帳・予診表をご持参ください。
 ☆2歳6カ月児歯科健診、3歳6カ月児健診(尿検査があります)を受けられる方は、歯ブラシとコップを持ってきてください。
 ☆9~10カ月児健診には、お子さんと同居されているおばあちゃん・おじいちゃんもぜひお越しください。
 ☆BCG予防接種は、乳児健診、整形外科健診と同時にを行う予定です。対象の方には個人通知しますので、受付時間等をご確認ください。

多賀町福祉保健センター ふれあいの郷

トレーニング室からのお知らせ

皆さんの健康づくりを応援するために「ふれあいの郷」では、毎月トレーニング室で健康セミナーを開催しています。4月は運動不足解消教室です。

『春までに運動不足を解消しよう』をテーマにしています。なお、通常のトレーニング室のご利用には、利用講習会を受講していただく必要があります。

ぜひ、受講していただき健康づくりにお役立てください!

4月のご案内

〈健康セミナー運動不足解消教室〉	〈利用講習会〉
4月8日(金) 10:30~11:15	4月8日(金) 13:30~14:30
23日(土) 13:30~14:15	23日(土) 14:30~15:30
23日(土) 18:00~18:45	23日(土) 19:00~20:00

【利用対象者】 18歳以上の方
【利用料】 町内在住・在勤の方 200円
 町外の方 300円
【その他】 運動のできる服装・運動靴・タオルをご準備ください。
【トレーニング室利用時間】
 10:00~20:30
 3月にトレーニング室が利用できない日
 毎週日曜日、第2・4月曜日(休日が祝日の場合は翌日も)、21日(振替休日)

おめでた・おくやみ

1月21日~2月20日 届出分【環境生活課】

生まれました			
★山本 青空 (敏満寺)	隆 行代	真 真	敏 敏
★中村 将彰 (猿 木)	泰 千恵子		

おくやみ申しあげます

◆岸邊 治 (多 賀)	52歳
◆小菅進一郎 (八重練)	69歳
◆北川政太郎 (富之尾)	94歳
◆曾我惣次郎 (土 田)	85歳
◆田中シヅエ (月之木)	63歳
◆森下 量 (土 田)	80歳
◆吉田 はな (多 賀)	78歳
◆田斉 次男 (多 賀)	77歳
◆滝川 音彌 (四 手)	79歳
◆集治 正一 (大 杉)	82歳

たばこを買うときは、地元の小売店で買しましょう。

固定資産税の縦覧期間と閲覧

【縦覧】とは

固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋の評価額が適正であることを確認するために実施されるものです。

◇ご覧いただくもの

- イ) 土地価格等縦覧帳簿
記載事項：町内の土地の所在、地番、地目、地積、価格
- ロ) 家屋価格等縦覧帳簿
記載事項：町内家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価額
※土地家屋の所有者や税額などは、縦覧の対象には含まれません。

◇縦覧帳簿をご覧いただける方

- 土地価格等縦覧帳簿は、1月1日現在において町内に課税対象土地を所有されている方。
- 家屋価格等縦覧帳簿は、1月1日現在において町内に課税対象家屋を所有されている方。

◇平成16年度の縦覧期間(予定)

4月1日(木)~5月31日(月)

4月から年金制度が変わります

「現役世代の負担と受給世代の給付のバランスの見直し」と「多様な生き方・働き方に対応できる仕組み」を大きな柱にさまざまな改正が行われます。

1. 国民年金保険料13,580円
平成17年4月から平成18年3月まで1カ月13,580円となります。

2. 若年者納付猶予制度の導入
現在、国民年金保険料の申請免除は、被保険者本人に所得がなくとも世帯主である親の所得が多ければ承認されません。

今回の改正により、30歳未満の若年者については、被保険者本人とその配偶者の所得が免除の所得要件を満たしていれば保険料の納付が猶予されることになりました。

保険料の納付が困難な方は、年金手帳・印鑑・所得の少ないことがわかるもの(所得証明書等)をご持参のうえ、役場環境生活課の窓口で手続きを行ってください。

この納付猶予の承認は毎年7月から翌年6月までです。ただし、途中で30歳に到達する方につきましては、30歳に到達する月の前月までの承認となります。

なお、平成17年度の承認期間については平成17年4月から平成18年6月までとなります。

3. 特定障害者に対する特別障害給付金の支給
国民年金制度の発展過程において、任意加入期間(強制加入ではないが任意に申出すれば国民年金に加入できる期間)に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金が支給できません。支給額は、1級で月額5万円、2級で月額4万円となります。

手続きは、環境生活課の窓口で行ってください。

対象者は次のとおりです。

①昭和61年3月31日以前に初診日があり、その当時被用者年金名法(厚生年金保険法、各共済組合法等)の被保険者等の配偶者であり、かつ国民年金法の任意加入被保険者でなかった方であって、その傷病により現に国民年金の障害等級に該当する程度の方。

②平成3年3月31日以前に初診日があり、その当時学生または生徒であり、かつ国民年金の任意加入被保険者でなかった方であって、その傷病により現に国民年金の障害等級に該当する程度の方。

お問い合わせ ■滋賀社会保険事務局彦根事務所 電話23・1111

表紙の写真

3月7日、多賀ささゆり保育園で、町内の保育園児を対象に交通安全教室が開催されました。彦根・犬上地区交通安全対策連絡協議会のメンバーが、わかりやすく楽しく交通安全についてお話をしました。

その後、横断歩道を渡る練習をしました。

最後に園児全員で、“5つのお約束”を大きな声で読み上げました。

園児は、真剣な表情で交通安全について学習しました。

なお、新入学(園)児の交通事故防止運動が、3月15日から始まっています(4月15日まで)。



多賀町 ひとの動き (平成17年2月末 現在)

人口	8,458人 (+7人)	男性	4,026人(+4)
		女性	4,432人(+3)
世帯数	2,617世帯(+3)		

多賀町町民憲章

鈴鹿山系の緑と芹川・犬上川の清流に恵まれた多賀町に住むわたしたちは、日常生活の心構えとしてこの憲章を定めます。

わたしたち多賀町民は

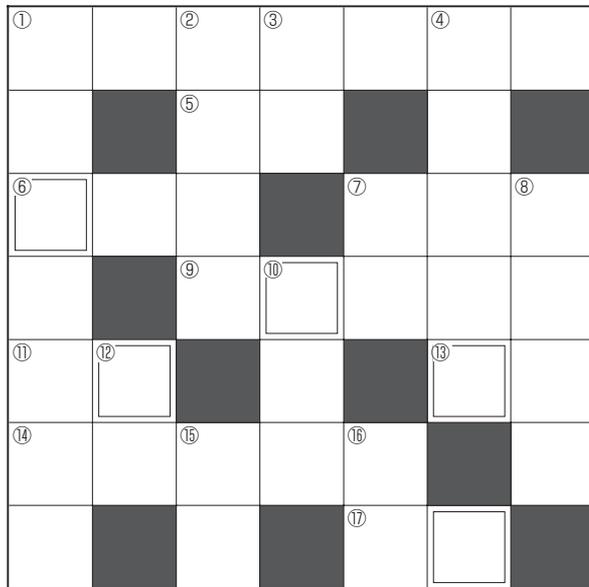
- 一、郷土に住む喜びを感じ、平和で明るい町をつくりまします。
- 一、歴史と伝統を生かし、教養を深め、かおり高い文化の町をつくりまします。
- 一、互いに励まし助けあい、心のふれあう町をつくりまします。
- 一、清くたくましい青少年のそだつ、健全な町をつくりまします。
- 一、働くことに喜びをもち、しあわせな家庭、豊かな町をつくりまします。

昭和53年11月10日制定

★多賀町ホームページでもご覧いただけます★

<http://www.tagatown.jp/>

ふるさとクロスワードパズル



もんだい■
クロスワードを解答して、二重枠の文字を並び替えてできる言葉をお答えください。

ヒント■ 学校ともお別れです。

横のカギ

- ①もっぱら他人の力をあてにすること。
- ⑤金利。利息。
- ⑥○○○ ←→ 順。
- ⑦物と物との間の少しあいているところ。
- ⑨聞きいれて許すこと。
- ⑩国際標準化機構の別称。
- ⑬阿○○の呼吸。
- ⑭ホテルや航空券の予約。
- ⑰ハチが花から集めてつくる甘い粘液。

縦のカギ

- ①行動の理由づけとなるはっきりした根拠。
- ②鋭い○○○○の批評。
- ③光り輝くもののため。
- ④大体的ようす。
- ⑦算○○。○○学。小○○点。
- ⑧野球で、投手が投球を行う場所。
- ⑩大地震の後に引き続きおきるゆりかえし。
- ⑫むだ。ためかり。
- ⑮○○↑南。
- ⑯ゴムのような弾力を持つ、かんで味わうキャンディー。

応募方法

官製はがきで、解答と「広報たが」へのおたより(俳句・短歌・川柳・イラスト)やご意見を役場企画課までお送りください。有線FAXでも結構です。

有線FAX 2-201-8
Eメールでもお待ちしています。
<taga@tagatown.jp>

締め切りは4月10日です。正解者の中から抽選で10人の方に粗品を進呈いたします。発表は景品の発送をもってかえさせていただきます。

なお、おたよりの内容は抽選とは無関係です。

先月号のこたえは…
タガタイシャムエキ
多賀大社駅
でした。

掲・示・板 心のギャラリー



平成17年1月14日生まれ

山本 青空ちゃん(敏満寺)

コメント★これから楽しい思い出いっぱいつくろうな

編／集／後／記

来月号から『広報たが』の発行日が2週間ほど早くなります。その月の初旬に、皆さんのお手元にお届けしたいということで、変更させていただきます▶また、来年度は、『多賀町町制50周年』です。紙面も一新します。また、クロスワードパズルはひとまずお休みさせていただきます。記念クイズを掲載しようと考えています▶来年度も『広報たが』をご愛読いただけるようがんばります。

kikaku@tagatown.jp (は)

来月号から「ふるさとクロスワードパズル」の替わりに、「多賀町町制50周年記念クイズ」をします。